

次回の使用料が
50%減額

未来の秦野を担う子どもたちを応援します



使ってみよう！はだのっ子応援券

1 制度

公共施設において、中学生以下の子どもに対して教育や技術指導を行った団体・個人に、次回以降の利用時に使用料が50%減額される「はだのっ子応援券」を交付する制度です。

2 対象

中学生以下の子どもを含む施設利用登録団体（テニスコートについては、個人登録も可）

△ 注意 △

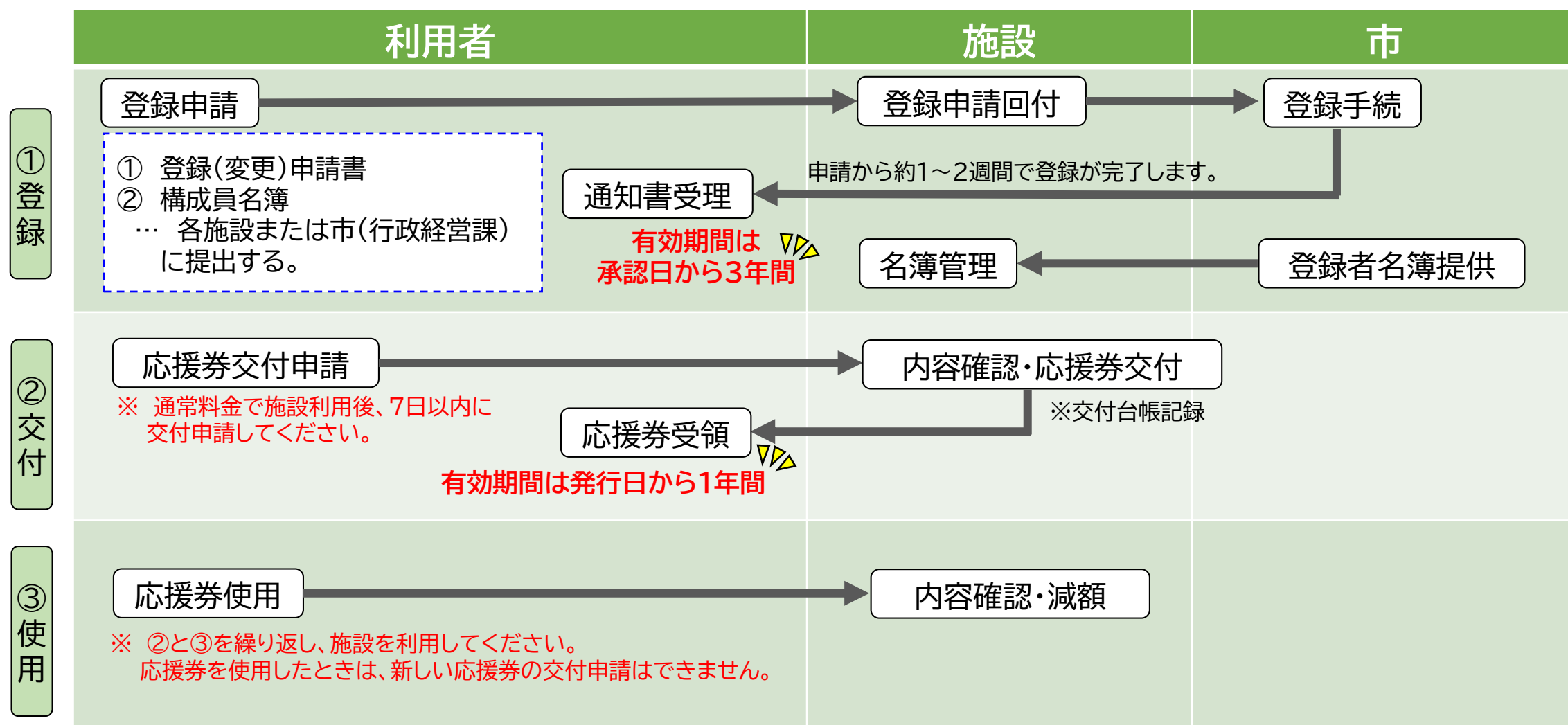
- ① こどもに対する学習・教育・技術の指導又は成果の発表であること
- ② 使用料の減額・免除がされていないこと
- ③ 入場料の徴収・作品等の販売・対価を伴うものでないこと

3 利用の流れ

- ① 利用登録をしてください。（各公共施設や市役所、電子でも申請可能です）
- ② 施設使用后、応援券の交付申請をしてください。
- ③ 次回以降の施設使用時、応援券を使用すると使用料が50%減額されます。



電子申請はQRコードから
読み取ってください！



4

対象施設 ※ 各施設、専用使用(施設を予約して使用する時)に限ります。

共通使用ができる施設 ※ 施設間で応援券が共通使用できます	応援券を交付された部屋等のみで利用できる施設 ※ 他の部屋等では使用できません
・ 公民館 ・ 図書館(視聴覚室) ・ 文化会館(会議室、和室、練習室) ・ サンライフ鶴巻 ・ 広畑ふれあいプラザ ・ 末広ふれあいセンター ・ 保健福祉センター (会議室、和室、教養娯楽室、創作活動室) ・ 中野健康センター ・ ほうらい会館 ・ 里山ふれあいセンター ・ カルチャーパーク(管理棟集会室) ・ 総合体育館(会議室)	・ 文化会館(大ホール、小ホール、展示室) ・ 宮永岳彦記念美術館(市民ギャラリー) ・ 保健福祉センター(多目的ホール) ・ おおね公園(温水プール、多目的広場) ・ カルチャーパーク (陸上競技場、水泳プール、野球場) ・ 総合体育館 (メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場)
	 庭球場 (カルチャーパーク、 おおね公園、立野緑地)は 各施設間に限り共通使用 できます。 

5

登録完了後の注意点

Point1 応援券をもらうときは、毎回「交付申請書」の提出が必要です！ ・ 通常料金で施設利用後、7日以内に交付申請してください。 ※様式は施設や市ホームページにあります。 ・ 1時間を超える利用が対象です。
Point2 応援券の有効期限と対象にご注意ください！ ・ 応援券の有効期限は、1年間です。 ・ 減額を受けられるのは、施設の使用料で、附属施設や貸出物品は対象外となります。
Point3 登録期間や登録内容にご注意ください！ ・ 登録期間は、3年間です。期限が切れる前々月末に更新のお知らせが届きます。 ・ 登録内容に変更がある場合は、申請書に基づき手続きしてください。

お問合せ:ご利用の施設 または 秦野市行政経営課公共施設マネジメント担当(☎82-5102)